

2016年10月17日

大阪府教育委員会教育長 向井正博殿

ゼネラルユニオン委員長 テソラット・デニス

北大阪合同労働組合委員長 木村 真

高槻市教育委員会への是正指導の申し入れ

すでにいくらかはお聞き及びのことかと存じますが、府下の高槻市で2014年5月以降、同市立小学校において英語教育を援助する英語指導助手(Assistant English Teacher, AET)の処遇をめぐり問題が発生・継続し、本日、大阪府労働委員会は高槻市・高槻市教育委員会の行動の違法性を指摘する救済命令を出しました。高槻市教育委員会が、2015年3月19日に行われました高槻市立小学校の卒業式から1年間英語を教えてきた英語指導助手達を排除したことを不当労働行為として認定したのです。

AET 関係者を組合員としているわれわれ両組合は、貴委員会にこの問題の概略と現状をご報告し、問題の早期解決を願う立場から、高槻市教育委員会に対する適切な指導を申し入れるものです。

高槻市は、1991年にオーストラリア・トゥーンバ市と姉妹都市となり、1994年から交流事業の一環という意味も込めて、「国際交流員」を同市より招き、市立小・中学校において英語教育を援助する英語指導助手(Assistant English Teacher, AET)としての活動を展開してきました。「トゥーンバ AET 親善大使」(以下、「AET」と呼ばれたこの人々は高槻市の教育に多大な貢献を重ね、この事業そのものも国際交流事業と英語教育とを結び付け成果を収めているものとして全国的にも極めて評価が高いものした。

しかしその一方、これら AET の処遇には大きな問題がありました。

市中枢部と特別な関係にある元教育委員会幹部の一族が所有する民間アパートへの入居がこの AET への採用の条件とされ、AET には賃貸契約書は提供されず、アパートのメンテナンスもほとんどなく経年劣化は放置され、家賃徴収を市の職員が手伝うという異常な状態でした。

加えて AET は高槻市長と、またこの AET の指導に当たる AET スーパーバイザーは高槻市教育委員会と、それぞれフルタイム労働の雇用契約書を交わし AET は労働ビザを取得し、毎月の給与からは源泉徴収が行われていたにも関わらず、我が国の法律が定める被用者としての権利は皆無でした。有給休暇もなく、社会保険・労働保険からも除外されていたのです。

強制入居を命じられたアパートの劣化と上記処遇への AET、AET スーパーバイザーの我慢は限界を越え、2014 年 5 月に AET 親善大使達は当組合の援助の下自ら新しい住まいを探して転居し、法が定める処遇を求めて労働組合に加入し、高槻市に要求と協議とを求めました。

これに対する高槻市の対応は常軌を逸したものでした。雇用契約書に明記されている協議を拒み、突然何の説明もなしに「AET プログラムの休止・全員雇い止め」を打ち出し、「AET は有償ボランティアだ。AET スーパーバイザーとは業務委託関係だ」と、「雇用契約書は雇用の契約書ではない」という暴論の主張を開始したのです。

加えて、2015 年 3 月 19 日に行われた高槻市立小学校の卒業式に例年通りの列席を予定していた AET の列席禁止の措置を取り、しかもその理由を「組合活動にある」という違法な見解を市議会本会議で公然と述べるに至りました。

これら一連の事件は各マスコミでも報道され、高槻市民を始め視聴者を驚愕させました。

各行政機関にあつては、2015 年 3 月 31 日には茨木労働基準監督署及び茨木公共職業安定所が「AET、AET スーパーバイザーは高槻市・高槻市教育委員会と雇用関係にある」とする決定を行い、同年秋には、高槻市は労働保険料、雇用保険料を遡及納入しています。高槻市はこの決定を不服として大阪労働局に異議申立を行いました。2016 年 6 月 28 日、大阪労働局はこの異議申立を却下し高槻市の主張の違法性を示唆さえする異例の決定書を出しました。

そして本日、大阪府労働委員会は上述しました 2015 年 3 月 19 日の英語指導助手の卒業式への列席拒否・隔離を高槻市・高槻市教育委員会による不当労働行為と認定したのです。

高槻市の姉妹都市であり AET の派遣元でありますオーストラリア・トゥーンバ市は、「AET プログラム」と呼ばれてきましたこの交流事業が述べましたような経過の中で、高槻市の意向によって当初設定された 1 年間で越えて休止されていることについて、「AET の居住の自由の保証を含む、法に沿った AET プログラムの再開」を求める態度を表明しておられます。

このように、AET、AET スーパーバイザーやその所属するわれわれ労働組合はもとより、保護者を含む学校関係者、高槻市民、トゥーンバ市の求めは一つです。高槻市・高槻市教育委員会だけが「AET プログラムの法に沿った早期再開」に反対しています。

高槻市・高槻市教育委員会はこの間の言動によって、自らその権威と品格とを著しく貶めていると言わざるをえません。

貴委員会におかれましては、こうした事情をご理解頂き、高槻市での AET プログラムに関する問題が法と良識に沿って解決されますように、それが高槻市におけるより良い教育を促進しますように、高槻市の教育に多大な貢献をなしてきた同プログラムの早期再開のため、高槻市教育委員会に対して適切な指導を、法の定めに従うべく行って頂くことをここに申し入れます。

以上